

野沢会館改築検討委員会設置要領

(設置)

第1条 野沢会館の改築整備に関し、地域が一体となり、生涯学習事業の拠点にふさわしい整備を推進するため、野沢会館改築検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、野沢会館の改築整備に関し、調査及び検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会が委嘱する。

- (1) 佐久市区長会及び野沢地区区長会の代表者
- (2) 野沢地区の各地域公民館の代表者
- (3) 学習グループ等の代表者
- (4) 野沢商店街の代表者
- (5) 学識経験者等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、佐久市教育委員会社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月25日から施行する。